

○大阪大学外国語学部長選考規程

〔平成19年7月18日〕
制 定

(外国語学部長候補者の選考)

第1条 大阪大学外国語学部長（以下「学部長」という。）の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、この規程に基づき、大阪大学外国語学部教授会（以下「教授会」という。）が行う。

(選考時期)

第2条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する場合に候補者を選考する。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(選考方法)

第3条 教授会は、外国語学部の学科目に配置される大阪大学の専任教授の中から、選挙により候補者を選考する。

第4条 前条の選挙は、3分の2以上の構成員が出席する教授会において単記無記名投票により行い、出席者数の過半数の得票者をもって候補者とする。

- 2 過半数の得票者がいないときは、得票多数の2名について、決選投票を行う。
- 3 第1位の得票者が1名で、第2位の得票者が2名以上あるときは、第2位の得票者全員から投票により1名（得票同数のため順位を定める必要のあるときは、年長者を先順位とする。）を選出し、第1位の得票者と決選投票を行う。
- 4 第1位の得票者が3名以上あるときは、その得票者全員について、2名連記の投票を行い、得票の多い者2名（得票同数のため順位を定める必要のあるときは、年長者を先順位とする。）について決選投票を行う。
- 5 前3項の決選投票において、得票同数の者があるときは、年長者をもって候補者とする。
- 6 候補者は、教授会がやむを得ない理由があると認めた場合のほか、辞退するこ

とはできない。

(選挙の管理)

第5条 前条の投票の管理及び開票は、教授会構成員のうちから、学部長が指名する3名の者が行う。

2 前条の投票の効力に関して疑義があるときは、教授会が判定する。

(任期)

第6条 学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(雑則)

第7条 この規程の解釈について疑義が生じたときは、教授会が決定する。

第8条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。